

【議会の役割、活動原則】 ※両論併記

案1

(議会の役割)

第〇条 大和市民の意思は、議会によって代表（行使）される。

2 議会は、必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる。

案2

(議会の役割)

第〇条 議会は、議事機関として次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市民を代表して、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。

(議会の活動原則)

第〇条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。
- (4) 市民参加を推進すること。
- (5) 議会の役割を不断に追及し、議会の改革に継続的に取り組むこと。